

資金循環統計の改定値の公表について

1. はじめに

資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています¹。今般、2000年4～6月期以降の四半期計数、ならびに2000年度以降の年度計数の遡及改定を行いましたので、お知らせします。遡及改定値については、[時系列統計データ検索サイト](#)をご覧ください。

今回の遡及改定では、基礎計数の拡充により、債権流動化に係る特別目的会社・信託部門、および証券化商品残高を見直したほか、不動産私募ファンドの出資金を新たに計上しました。また、国債・財融債の精度向上の一環として、対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債を、昨年と同部門の見直しにより改定した時期よりも以前に遡って見直したほか、中小企業金融機関等部門の対外証券投資に、調整額を新たに計上しました。主なポイントは、以下のとおりです。

(1) 債権流動化に係る特別目的会社・信託部門

- ・ 金銭債権の信託受益権を中心に基礎計数を拡充することにより、裏付けとなっている金融資産を実態に即して見直しました。また、その中で、債権流動化に係る特別目的会社・信託部門の資産として新たに「債権流動化関連商品」を計上し、流動化商品を裏付けに流動化商品を発行する、所謂「二段階発行」の残高を把握できるようにしました。
- ・ 当該見直しと併せて、証券化商品残高における信託受益権に関しても、裏付資産別の内訳計数を拡充のうえ、公表を開始しました。

(2) 不動産私募ファンドの出資金

- ・ 不動産私募ファンドの実態調査に関する基礎資料に基づいた推計により、不動産私募ファンドの出資金を新たに計上しました。

(3) 対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債

- ・ 国債・財融債の保有者別内訳の精度向上の一環として、対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債の推計方法を見直しました。また、これの副次的な影響として、国内銀行部門が保有する国債・財融債も修正されました。

(4) 中小企業金融機関等部門の対外証券投資の調整額

- ・ 基礎データを拡充し推計を行うことにより、中小企業金融機関等部門の対外証券投資に、価格変動等に伴う調整額を新たに計上しました。

¹ なお、6月にも、3月に公表された[国際収支統計の見直し（第6版組み替え計数）](#)を資金循環統計に反映させるため、遡及改定値を公表する予定です。

2. 個別の主な見直し内容

(1) 債権流動化に係る特別目的会社・信託部門

(イ) 内容

債権流動化に係る特別目的会社・信託は、金銭債権を取得し、当該債権を担保とした証券の発行により原資を調達する機関です。この部門には、金銭債権（貸出債権、リース・クレジット債権、売掛債権、入居保証料返還請求権等）の流動化に係る特別目的会社のほか、金銭債権を裏付資産として信託受益権を発行する信託が含まれています。

今回の見直しでは、信託受益権の裏付資産について、より詳細なデータの入手が可能となったため、これを推計の基礎資料として利用することとしました。この結果、債権流動化に係る特別目的会社・信託の保有資産（＝流動化商品の裏付資産）および負債（＝債権流動化関連商品）の推計精度が向上しました。

また、上記の見直しと合わせて、証券化商品残高における信託受益権についても、裏付資産別の内訳計数を拡充のうえ、公表を開始しました²。

データの遡及期間は、2007年10～12月期以降です。

(ロ) 影響

上記の見直しにより、信託形式による債権流動化商品の裏付資産の構成がより詳しく把握できるようになったことに伴い、債権流動化に係る特別目的会社・信託部門の資産側において、各項目（「住宅貸付」、「消費者信用」、「企業・政府等向け貸出」、「割賦債権」、「預け金」、「企業間・貿易信用」）の残高が増減したほか、流動化商品を裏付けに流動化商品を発行する、所謂「二段階発行」の残高が、「債権流動化関連商品」（資産）として計上されることとなりました³。また、裏付資産にかかる情報の充実に伴い、金銭債権以外の資産の流動化商品を取り除いたことから、負債側の「債権流動化関連商品」が減少しました。

さらに、これらの取引項目の残差部門⁴への副次的な影響として、民間非金融法人企業部門の「債権流動化関連商品」（資産）、「預け金」（資産）、「企業・政府等向け貸出」（負債）、「割賦債権」（負債）が増減しました。また、家計部門の「住宅貸付」（負債）、「消費者信用」（負債）、「企業・政府等向け貸出」（負債）、「企業間・貿易信用」（負債）が増減しました。

2013年3月末における、今回の見直しの主な影響は下記のとおりです。

² 詳細は、2014年3月25日公表の「証券化商品残高のデータ系列拡充について」をご覧ください。

³ 今回、基礎資料の拡充により新たに把握可能となったのは、二段階発行による信託受益権形式の流動化商品ですが、二段階発行による資産担保型債券およびABC Pについても、「証券化市場の動向調査」（日本証券業協会）を用いるなどして推計を行いました。

⁴ 残差部門とは、基礎資料の制約などの理由により、全部門の合計値から他部門の残高を差し引いた残差として計上している部門を指します。

▽影響が発生する主な部門、取引項目名

部門名	取引項目名	残高の増減
債権流動化に係る特別目的会社・信託	・住宅貸付（資産） ・消費者信用（資産） ・企業・政府等向け貸出（資産） ・割賦債権（資産） ・債権流動化関連商品（資産） ・預け金（資産） ・企業間・貿易信用（資産）	増加（約 1.3 兆円） 増加（約 0.1 兆円） 減少（約 2.5 兆円） 増加（約 0.1 兆円） 増加（約 1.0 兆円） 減少（約 0.7 兆円） 減少（約 0.3 兆円）
	・債権流動化関連商品（負債）	減少（約 1.0 兆円）
民間非金融法人企業	・債権流動化関連商品（資産） ・預け金（資産）	減少（約 2.0 兆円） 増加（約 0.7 兆円）
	・企業・政府等向け貸出（負債） ・割賦債権（負債）	減少（約 2.7 兆円） 増加（約 0.1 兆円）
家計	・住宅貸付（負債） ・企業・政府等向け貸出（負債） ・消費者信用（負債） ・企業間・貿易信用（負債）	増加（約 1.3 兆円） 増加（約 0.2 兆円） 増加（約 0.1 兆円） 減少（約 0.3 兆円）

（２）不動産私募ファンドの出資金

（イ）内容

不動産私募ファンドとは、少数の特定の投資家から資金を集めてこの資金を不動産の現物等に投資し、不動産の賃料収入や売却益を得てこれを分配するファンドを指します。不動産私募ファンドの運用資産残高は、10兆円を上回るとみられ、J-REITの2012年末の資産総額9兆円と比較しても相応に大きな市場規模を有するとみられます。

資金循環統計では、不動産私募ファンドの運用は実物資産を対象としていることから計上対象とならず、ファンドの資金調達、すなわち金融機関からの借入、債券発行、出資金等が民間非金融法人企業の負債、およびそれらの資金の出し手の資産として計上されることとなります。このうち、借入や債券発行については貸出等の基礎資料を用いて、既に計上していますが、出資金については、基礎資料の制約から計上できていませんでした⁵。

今回の見直しでは、不動産私募ファンドの実態調査に関する基礎資料⁶に基づい

⁵ 基礎資料から、既にファンドへの出資額が出資金の計数に含まれているとみられる業態も一部に存在します（例えば海外等）。

⁶ 不動産私募ファンドの実態調査に関する基礎資料は、「会員対象不動産私募ファンド実態調

て、不動産私募ファンドの出資金を推計したうえで、各部門の資産と負債に計上しました。

データの遡及期間は、2006年10～12月期以降です。

(ロ) 影響

上記見直しにより、不動産私募ファンドの発行部門である民間非金融法人企業の「株式・出資金」(負債)が増加しました。また、保有部門である民間非金融法人企業、企業年金、国内銀行等の「株式・出資金」(資産)が増加しました。

2013年3月末における、今回の見直しの主な影響額は下記のとおりです。

▽影響が発生する主な部門、取引項目名

部門名	取引項目名	残高の増減
民間非金融法人企業	・株式・出資金(資産)	増加(約1.4兆円)
	・株式・出資金(負債)	増加(約3.3兆円)
国内銀行	・株式・出資金(資産)	増加(約0.3兆円)
企業年金	・株式・出資金(資産)	増加(約0.4兆円)

(3) 対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債

(イ) 内容

資金循環統計では、2013年3月の遡及改定において、対家計民間非営利団体部門の見直しを行いました⁷。当該見直しでは、内閣府「民間非営利団体実態調査」の平成22年度調査に掲載された金融資産・負債に関するデータを、推計の基礎資料として採用しました。その結果、同部門の「国債・財融債」(資産)は減少し、過大であった保有額が実態に近づくよう修正されました。もともと、遡及期間は2011年1～3月期以降に限られていました。

今回の見直しでは、対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債を、2010年10～12月期以前の時期も含めて見直すこととしました。具体的には、対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債の保有比率を、確度の高いデータが存在する2011年1～3月期で固定して、2000年4～6月期以降の遡及全期間を推計する方法に変更しました。

データの遡及期間は、2000年4～6月期以降です。

(ロ) 影響

上記見直しにより、対家計民間非営利団体部門の「国債・財融債」(資産)が減

「一般社団法人不動産証券化協会」と「不動産私募ファンドに関する実態調査」(株式会社三井住友トラスト基礎研究所)を指しています。

⁷ 詳細は、2013年3月25日公表の「資金循環統計の改定値の公表について」のうち、2. 個別の主な見直し内容(4)対家計民間非営利団体部門をご覧ください。

少します。さらに、副次的な影響として、残差部門である国内銀行部門の「国債・財融債」（資産）が同額増加しました。

影響が最大となる2010年9月末では、対家計民間非営利団体が保有する国債・財融債 15.1 兆円（見直し前）、国内銀行の保有残高 83.6 兆円（同）に対し、11.9 兆円の影響があります。一方、2011年1～3月期の計数に異同はなく、同年4～6月期以降の影響額は僅少です。

▽影響が発生する主な取引項目、部門名（2010年9月末）

部門名	取引項目名	残高の増減
対家計民間非営利団体	・国債・財融債（資産）	減少（約 11.9 兆円）
国内銀行	・国債・財融債（資産）	増加（約 11.9 兆円）

（4）中小企業金融機関等部門の対外証券投資の調整額

（イ）内容

中小企業金融機関等部門の対外証券投資は、基礎資料の制約からこれまで調整額を計上していませんでした。このため、為替・価格変動による対外証券投資の時価変動分が、本来計上されるべき調整額ではなく取引額（フロー）に計上されてきました。

今回の見直しでは、基礎データを拡充して推計を行うことにより、同部門の対外証券投資に調整額を新規計上し、取引額の精度を向上させました。

データの遡及期間は、2008年1～3月期以降です。

（ロ）影響

中小企業金融機関等部門の対外証券投資の取引額が、新たに計上された調整額と同額増減しました。2013年1～3月期は、調整額が0.7兆円計上され、取引額は0.7兆円減少しました。

さらに、副次的効果として、国内銀行部門の対外証券投資の取引額が、中小企業金融機関等部門の対外証券投資の取引額の増減と同額増減しました。これは、国内銀行の対外証券投資の取引額を、国際収支統計における投資収支（うち証券投資）の銀行部門の額から、資金循環統計における国内銀行以外の銀行等部門（中小企業金融機関等部門を含む）の取引額を控除して算出しているためです。2013年1～3月期は、国内銀行部門の取引額は0.7兆円増加しました。

3. その他の主な遡及訂正

上記の作成方法の見直しのほかに今回実施した見直し、および確報公表後に入手した基礎資料を反映した結果、計数への影響が比較的大きい遡及訂正は、下記のと

おりです。

- ・ 非生命保険会社部門の内訳部門である「うち民間損害保険会社部門」の「居住者発行外債」(負債)を、基礎資料の拡充により新たに計上しました(2012年1~3月期以降)。
- ・ 金融機関の財務諸表において「金融商品等差入担保金」、「金融商品等受入担保金」の開示が開始されたことに伴い、同計数を金融機関各部門の「預け金」(資産・負債)として計上しました。この見直しにより、金融機関各部門において、これまで同計数が計上されていた「その他」(資産・負債)が減少したほか、残差部門への副次的な影響として、民間非金融法人等の「預け金」および「その他」の計数が訂正されました。遡及訂正の対象は、2013年1~3月期以降です。
- ・ 非仲介型金融機関部門の「株式・出資金」(負債)は、個別機関の財務諸表を基に簿価ベースで計上していましたが、今般、旧東京証券取引所グループと旧大阪証券取引所の合併により日本取引所グループが発足したことに伴い、証券取引所の上場株式を「うち株式」(負債)として時価ベースで計上しました。また、合併後の日本取引所グループの金融資産・負債を、非仲介型金融部門に計上しました。遡及訂正の対象は、2004年4~6月期以降です。
- ・ 農林水産金融機関部門の「民間金融機関貸出」(負債)について、金融機関の取引実態に合わせて見直した結果、2000年10~12月期以降のデータを遡及訂正しました。
- ・ 高速道路会社(公的非金融法人企業部門)が発行する債券は、これまで政府関係機関債(負債)として扱っていましたが、この中には特別な法律に基づいて発行される債券ではない普通社債が含まれていることを確認したため、該当する債券を事業債(負債)へ計上替えしました。また、日本高速道路保有・債務返済機構(政府系金融機関部門)が発行する債券についても、これまで政府関係機関債(負債)として扱っていましたが、このうち高速道路会社から引き受けた普通社債を、同じ理由から事業債(負債)へ計上替えしました。これに伴い、2010年4~6月期以降のデータを遡及訂正しました。
- ・ ファイナンス会社部門の一部取引項目について、基礎資料の一つに使用している貸金業に関する最新のデータ(金融庁「貸金業関係資料集(平成25年9月)」)を反映しました。この結果、下記の各項目について、2012年4~6月期以降のデータを遡及訂正しました。

▽遡及訂正対象の取引項目(ファイナンス会社部門)

現金・預金、民間金融機関貸出、割賦債権、事業債、投資信託受益証券、信託受益権、債券流動化関連商品、株式・出資金、金融派生商品、預け金、未収・未払金(以上、資産項目)、民間金融機関貸出、非金融部門貸出金、事業債、株式・出資金、金融派

生商品、預け金、未収・未払金（以上、負債項目）。

- ・ 民間非金融法人企業部門の株式・出資金（負債）に含まれる非上場株式の時価残高データについて、新たにデータを入手したことから、同項目について、2011年10～12月期以降のデータを遡及訂正しました⁸。
- ・ 地方公営企業等の年度データ（地方公営企業年鑑等）入手に伴い、公的非金融法人企業部門および地方公共団体部門の2012年1～3月期以降のデータを遡及訂正しました⁹。

以 上

本件に関する照会先
日本銀行調査統計局経済統計課
金融統計グループ
03-3279-1111（内線 3951）

⁸ 非上場株式の時価残高には、内閣府が公表する国民経済計算で推計されたデータなどを使用しています。

⁹ 公的非金融法人企業部門は、地方公営企業のうち、地方公営企業法適用企業と同非適用企業（下水道事業・と畜場事業を除く）を含みます。地方公共団体部門は、地方公営企業のうち、上記以外の地方公営企業を含みます。